

治 癒 証 明 書

久米島町立清水小学校

年 組 氏 名

疾 病 名

上記の児童は病気が治癒しており他への感染もなく
登校してよい事を証明します。

平成 年 月 日

病院名

医師名 _____ 印

※インフルエンザ以外の学校感染症の場合は、この証明書を学校に提出し登校して下さい。

主な学校感染症の種類及び出席停止期間

下記の病気は、学校保健安全法第19条により、感染している疾病の早期の回復と他の児童生徒への感染を防止する意味から出席の停止を指示します。

早めに専門医でみてもらい、完治したら治癒証明書を学校に提出して下さい。但し、インフルエンザに関しては（回復届出書）に保護者が記入して、学校に提出をお願いします。

「出席停止」の期間は下記の通りです。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	法定感染症	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ	発症後5日を経過しかつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し全身症状が消失するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他伝染病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

* 第2種と第3種の感染症は学校において流行を広げる可能性が高い感染症です。